

船橋市条例第27号

船橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

船橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第57号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）の例による。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第4条 法第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第30条第1項及び第58条の2第1項（省令第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第40条第2項、第63条第

2項及び第84条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(他の市町村長の指定を受けた事業者等に関する特例)

第7条 他の市町村に存する事業所において行う地域密着型介護予防サービス事業について当該市町村長の指定を受けている指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該事業所は、当該指定に係る地域密着型介護予防サービスについてこの条例の相当規定に規定する基準等を満たすものとみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。